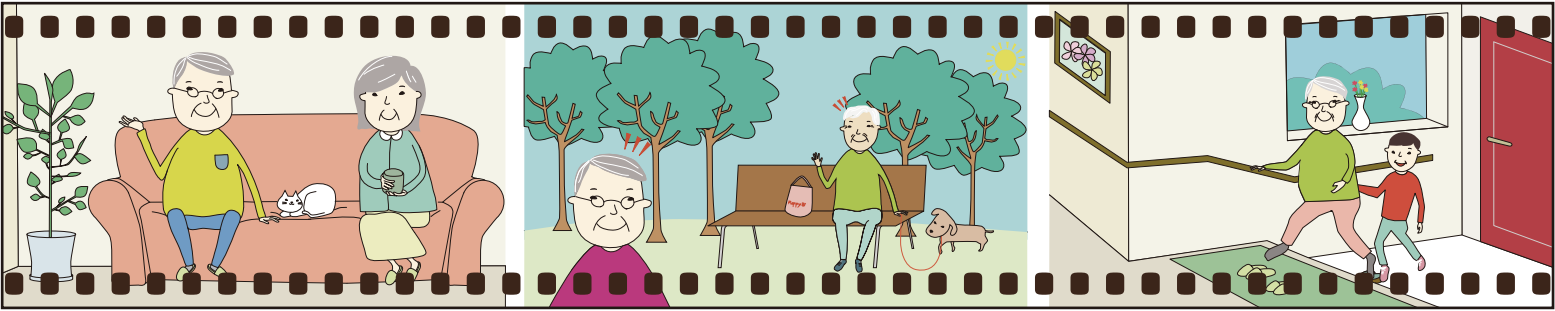
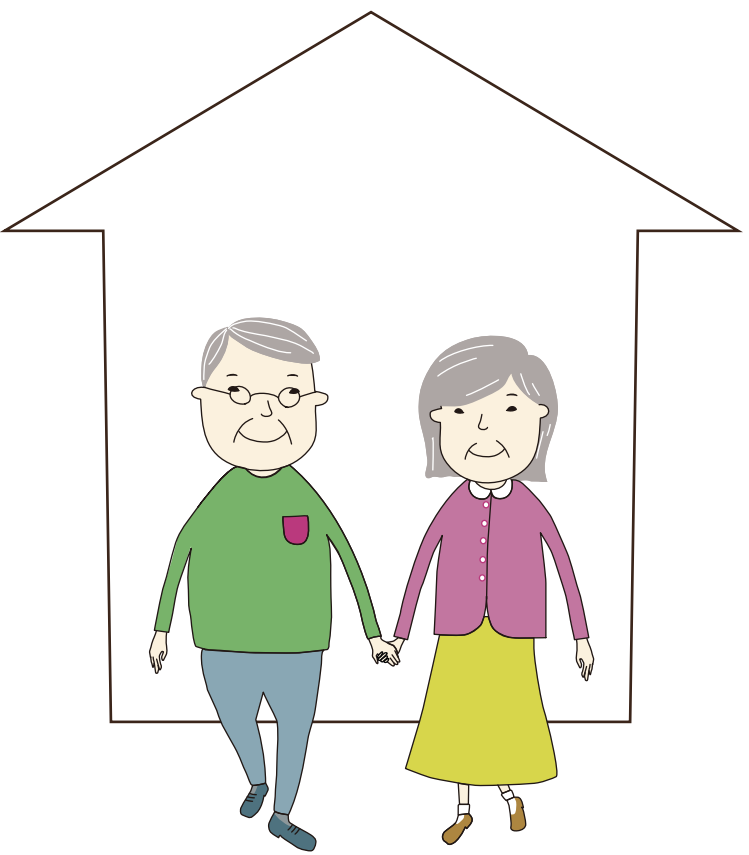
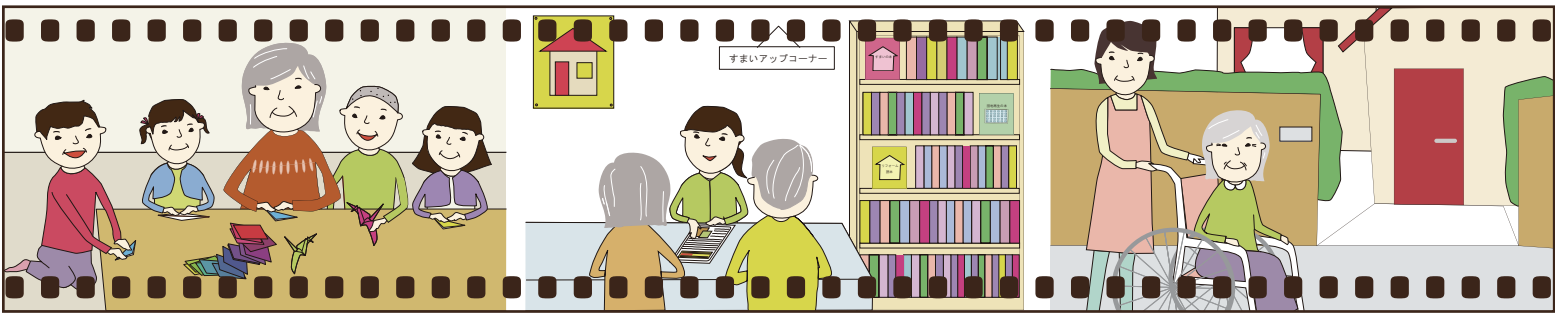




千葉市高齢者居住安定確保計画



平成25年3月 千葉市



はじめに

千葉市の人口は、近い将来、減少に転じることが予測される一方、高齢者の人口は増加し、さらなる高齢化が見込まれています。

超高齢社会を迎える中、高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきと自立し、安心して暮らし続けるためには、高齢者お一人おひとりの様々な状況に応じた住宅確保や生活支援などが必要です。

本市では、住宅施策と福祉施策の一体的な取組みを計画的に推進し、高齢者の居住の安定確保を実現するため、この度、平成25年度からの8年間を計画期間とする「千葉市高齢者居住安定確保計画」を策定しました。

本計画では、高齢者が、心身ともに健康で、可能な限り自立した生活を送ることを基本に、仮に健康状態や経済面など様々な状況によって自立した生活が困難となった場合には必要な支援が受けられるよう、高齢者に配慮した住宅・施設の整備といったハード面の施策と合わせて、居宅サービスや市民協働等による生活支援など、ソフト面の施策を総合的に示しています。

今後は、本計画に基づく施策の実現のため、市民の皆様をはじめ、各種団体や関係機関、また、民間事業者の方々との連携を図りながら、高齢者の居住の安定確保に向けて取り組んで参りますので、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました住宅政策審議会委員、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会委員の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。



平成25年3月

千葉市長 熊谷 俊人

目 次

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 介護の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 高齢者の居住する住宅の状況・・・・・・・・・・ 8

第3章 高齢者を取り巻く課題

- 1 住みなれた地域での生活支援・・・・・・・・・・ 14
- 2 高齢者が安心して暮らせる居住支援・・・・・・・・ 14
- 3 高齢者が安心して暮らせるための住環境整備・・・・ 15
- 4 高齢世帯の増加に対応した住宅・施設の整備・・・・ 15

コラム 千葉太郎さんの老後の暮らし ～高齢期の暮らし方の一例～・・ 18

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

- 1 取り組みの基本的な考え方・・・・・・・・・・ 22
- 2 基本施策と取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 評価指標及び目標量・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 計画の推進に関係する会議等・・・・・・・・・・ 42

参考資料

- 1 千葉市高齢者居住安定確保計画策定体制・経緯・・・・ 44
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

（文中、※を付した用語については、用語解説に掲載をしています。）

1

第 1 章

計画策定の趣旨と位置づけ

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

千葉市の高齢者人口は、平成22年の19万9千人から平成32年には、1.4倍の27万1千人に増加し、高齢化率は28%になると見込んでいます。

また、高齢化の進展に伴い、認知症や寝たきり高齢者等の増加、ひとり暮らし高齢世帯、高齢夫婦のみの世帯の増加が見込まれています。

そうした中、高齢者が住みなれた地域において、健康でいきいきと自立し、安心して暮らし続けていけるような支援施策が求められています。

さらに、要介護状態になっても住み続けられる高齢者向けの住宅・施設や生活支援が必要となっています。

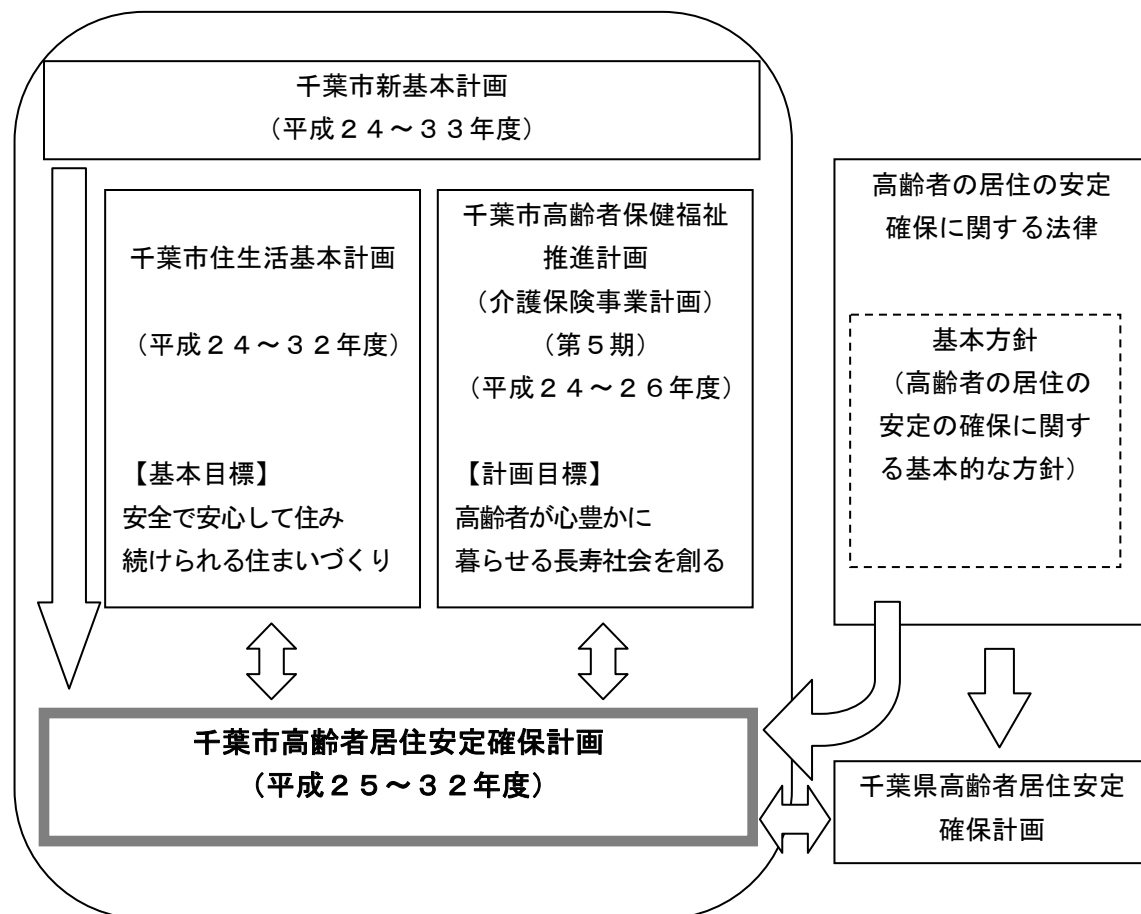
本計画は、高齢者の居住の安定を確保するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを計画的に推進する方策を示す計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

千葉市高齢者居住安定確保計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する基本方針に基づき策定する計画です。

また、本計画は、千葉市新基本計画の部門別計画として位置づけるとともに、千葉市住生活基本計画及び千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）と整合を図ります。

図－1 計画の位置付け



3 計画期間

千葉市住生活基本計画の計画期間は、平成24年度から平成32年度までの9年間、千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間としています。

千葉市高齢者居住安定確保計画の計画期間は、両計画との整合を図りつつ、平成25年度から平成32年度までの8年間とし、千葉市住生活基本計画の見直しや千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の改定に合わせて、計画の見直しを行うものとします。

千葉市高齢者居住安定確保計画の計画期間

平成 24 年度	25	26	27	28	29	30	31	32
住生活基本計画								
高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）								
	第5期		第6期			第7期		
	高齢者居住安定確保計画							

2

第2章

高齢者を取り巻く状況

第2章 高齢者を取り巻く状況

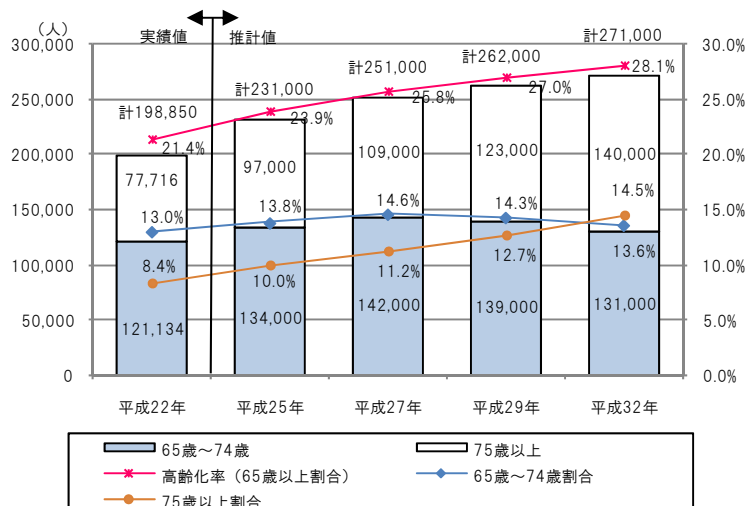
1 高齢者の状況

① 高齢者人口及び高齢化率

65 歳以上の高齢者数は、平成 22 年の 19 万 9 千人から平成 32 年に 27 万 1 千人となる見込みです。

特に 75 歳以上の高齢者は年々増加し、平成 32 年には総人口に占める割合が 14.5%となる見込みです。

図 1-1 高齢者人口及び高齢化率の推移



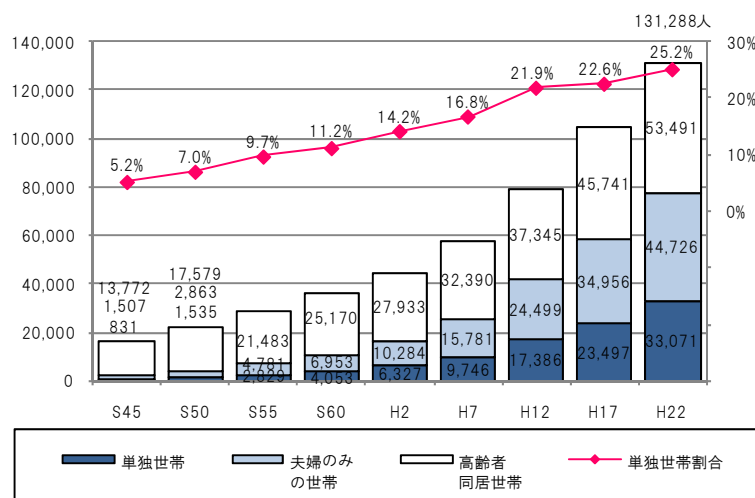
資料：市資料、平成 25 年以降は推計値

② 高齢者親族のいる一般世帯数

高齢者親族のいる一般世帯は、平成 22 年で、13 万 1 千世帯であり、近年急増しています。

特に、高齢者の単独世帯の割合が増加しています。

図 1-2 高齢者親族のいる一般世帯数の推移



資料：国勢調査

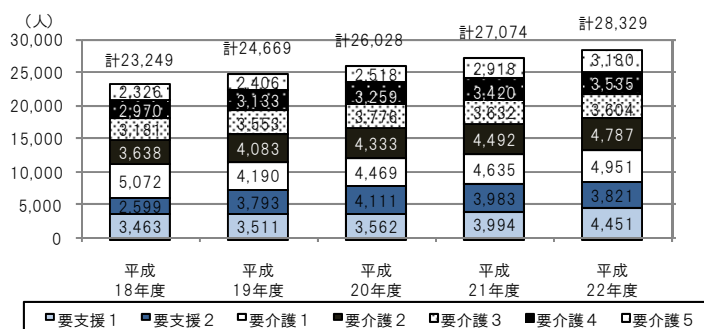
2 介護の現状

① 要支援・要介護認定者数

平成 22 年度末の要支援・要介護認定者は、28,329 人です。そのうち、第1号被保険者（65 歳以上）の認定率は平成 21 年度までは概ね横ばいで推移していましたが、平成 22 年度には 14%を超えています。

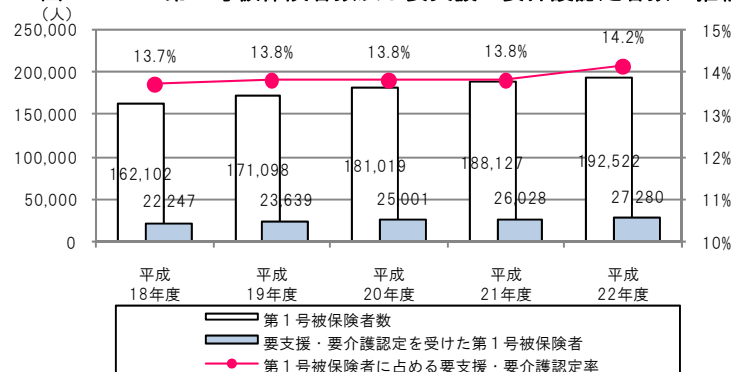
要介護度別にみると、平成 22 年度における要介護5の認定者数の増加割合は、対前年度比で 1.09 倍と、他の要介護度と比べ高い伸び率となっており、重度化が一層進行している状況を示しています。

図 2-1-1 要支援・要介護認定者数の推移



資料：市資料（平成 23 年度）

図 2-1-2 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移



資料：市資料（平成 23 年度）

② 介護サービスの利用状況

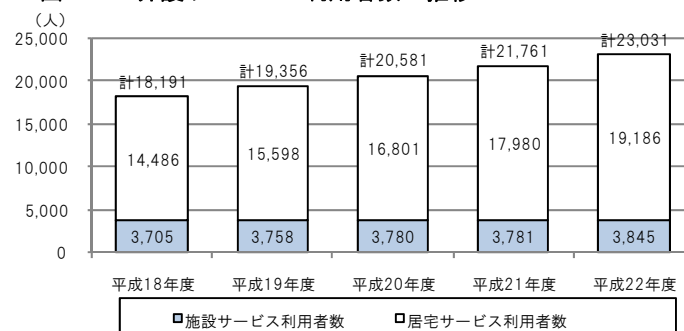
介護サービスの利用者数は平成 22 年度には 23,031 人であり、着実に増加していますが、居宅と施設を比べると、居宅サービス利用者数の増加割合が施設サービスを上回っています。

これは、施設サービス利用者数が定員の関係で伸び悩む一方で、訪問介護やデイサービスなど、在宅でサービスを利用する方や、特定施設入居者生活介護※や認知症対応型共同生活介護※など居住系サービスの利用者数が増加したためと考えられます。

＜参考＞

利用している在宅サービスでは、「通所介護（デイサービス）」が 24.1%と最も多く、次いで「訪問介護（ヘルパーの訪問）」23.6%、「通所リハビリテーション（デイケア）」16.3%、「短期入所（ショートステイ）」10.5%などとなっています。

図 2-2 介護サービスの利用者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

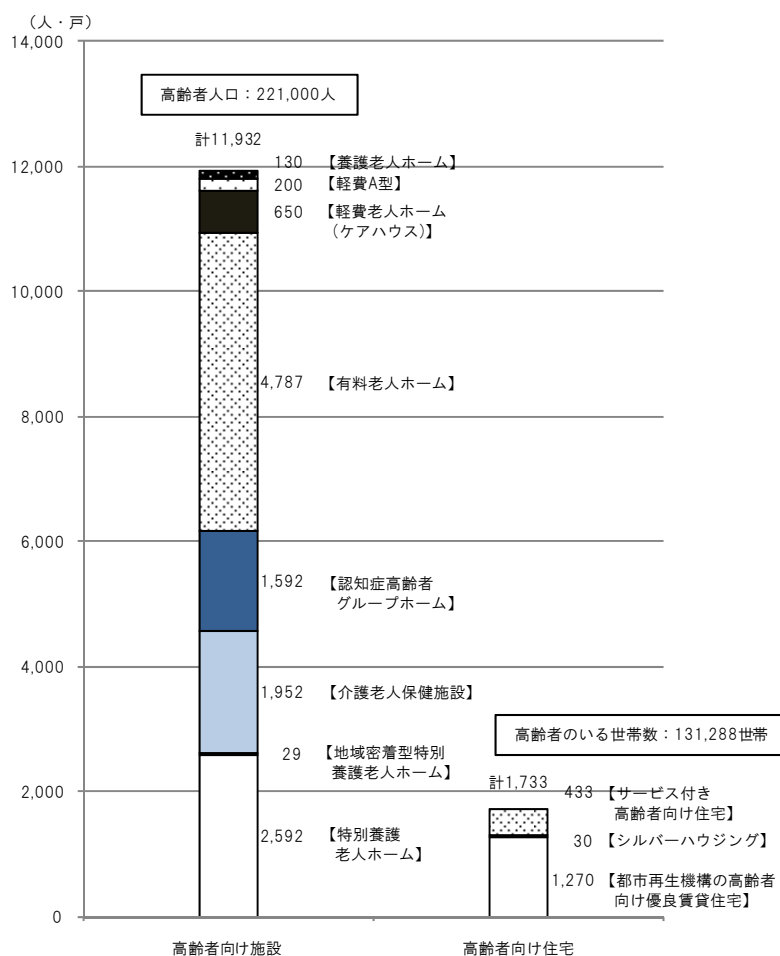
3 高齢者の居住する住宅の状況

① 高齢者向け施設・住宅の定員数

高齢者人口 221,000 人に対し、高齢者向け施設定員数は 11,932 人、また高齢者のいる世帯数 131,288 に対し、高齢者向け住宅戸数が 1,733 戸となっています。

高齢者向け施設定員数の内訳は、有料老人ホーム※が 4,787 人、特別養護老人ホームが 2,592 人、介護老人保健施設※が 1,952 人、認知症高齢者グループホームが 1,592 人等となっています。高齢者向け住宅戸数の内訳は、都市再生機構の高齢者向け優良賃貸住宅が 1,270 戸等となっています。

図 3-1 高齢者向け施設定員数・住宅戸数



資料：市資料

（施設・住宅数・高齢者人口（推計値）は平成 24 年 10 月、

高齢者のいる世帯数は平成 22 年 10 月）

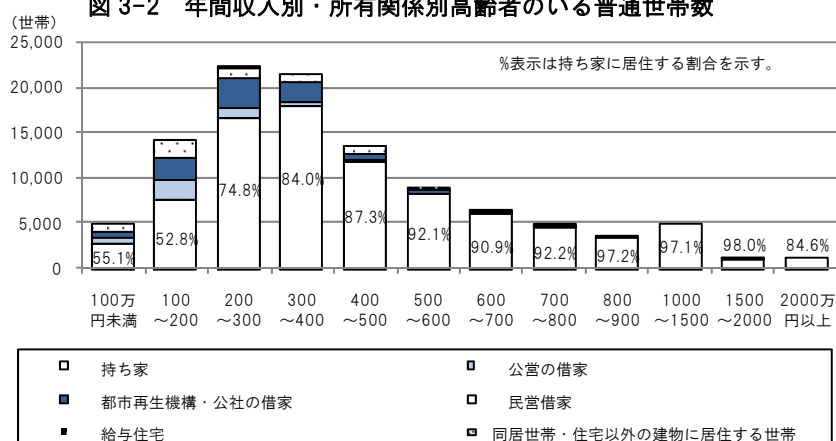
② 年間収入別・所有関係別

高齢者のいる普通世帯数

年間収入は、200 万円～400 万円の世帯が多く、収入の高い世帯で持ち家に居住する割合が高くなっています。

年間収入が 100 万円未満の世帯では、持ち家に居住する割合は 55.1%となっています。

図 3-2 年間収入別・所有関係別高齢者のいる普通世帯数



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年）

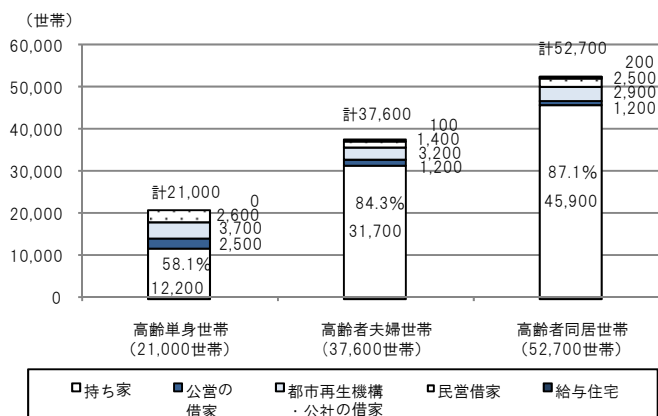
③ 所有関係・建て方別高齢者のいる世帯数と比率

持ち家に居住している世帯が、高齢者同居世帯と高齢夫婦世帯では 80%を超えているのに対し、高齢単身世帯では 58.1%となっています。

高齢者のいる世帯のうち、6 万 9 千世帯が持ち家の一戸建・長屋建に居住しています。

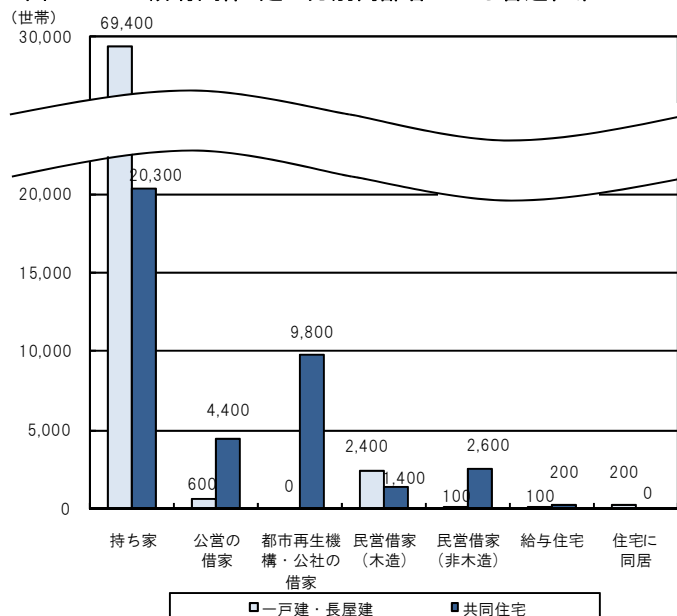
共同住宅に居住する高齢者のいる世帯は、持ち家、都市再生機構・公社の借家でそれぞれ 2 万世帯、1 万世帯となっています。

図 3-3-1 高齢者世帯類型別住宅所有関係別比率



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年）

図 3-3-2 所有関係・建て方別高齢者のいる普通世帯

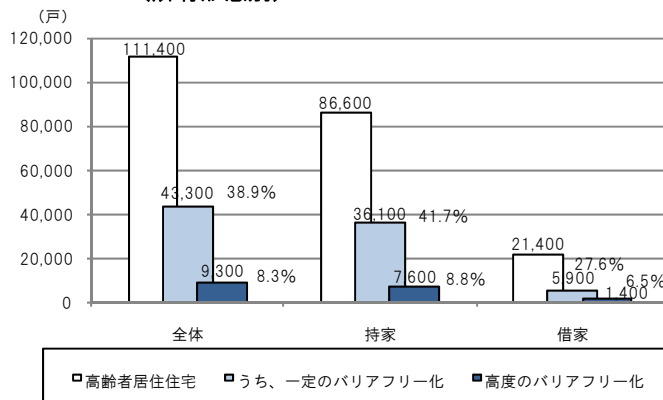


資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年）

④ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化

高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化（2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消）率は 38.9%、高度のバリアフリー化（2 箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅）率は 8.3%となっています。

図 3-4 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（所有形態別）

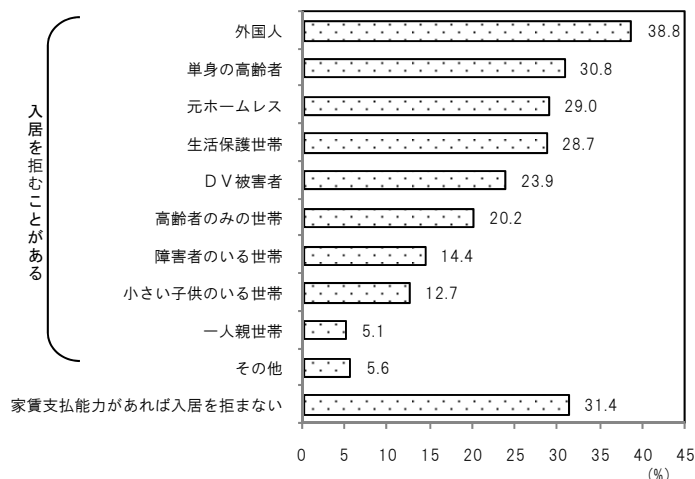


資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年）

⑤ 民間賃貸住宅※における入居拒否

民間賃貸住宅※では、家賃の支払能力があれば、入居を拒否することなく誰でも受け入れると答えたオーナーは31.4%、単身の高齢者であることを理由に入居を拒否することがあると答えたオーナーが30.8%となっています。

図 3-5 民間賃貸住宅における入居拒否《千葉県》



資料：(財)高齢者住宅財団

「賃貸オーナーに関するアンケート調査 (H20)」

⑥ 別世帯となっている子の居住地別高齢者単身世帯数と高齢夫婦世帯数の合計

平成20年、別世帯となっている子が片道15分未満の距離に住んでいる割合は、一緒に住んでいる世帯等も含め22.6%となっています。

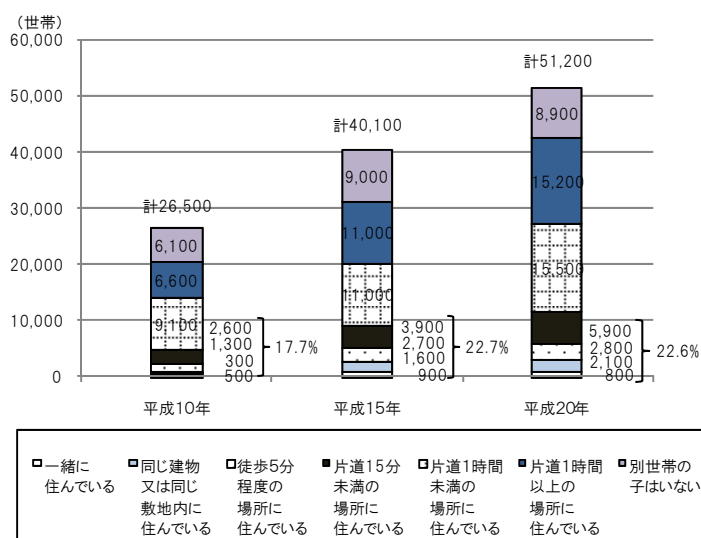
注1：【別世帯となっている子の居住地】

家計を主に支えている者の子のうち、住居又は生計を別にする子（未婚の子、既婚の子及び子の配偶者を含む。）の住んでいる場所について区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。別世帯の子はいない項目は、子がいない場合を含む。

注2：【高齢夫婦】

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。

図 3-6 別世帯となっている子の居住地別高齢者単身世帯数と高齢夫婦世帯数の合計

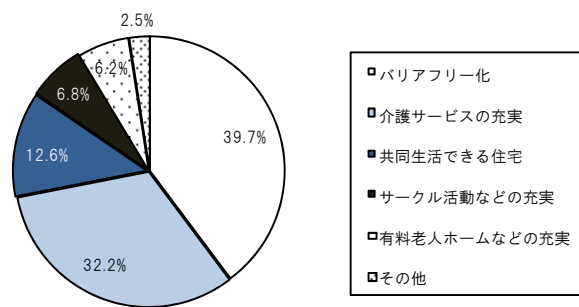


資料：住宅・土地統計調査（平成10年、15年、20年）

⑦ 高齢者向けに最も必要な住まい

高齢者向けに最も必要な住まいとしては、「バリアフリー化」と「介護サービスの充実」などが挙げられています。

図 3-7 高齢者向けに最も必要な住まい



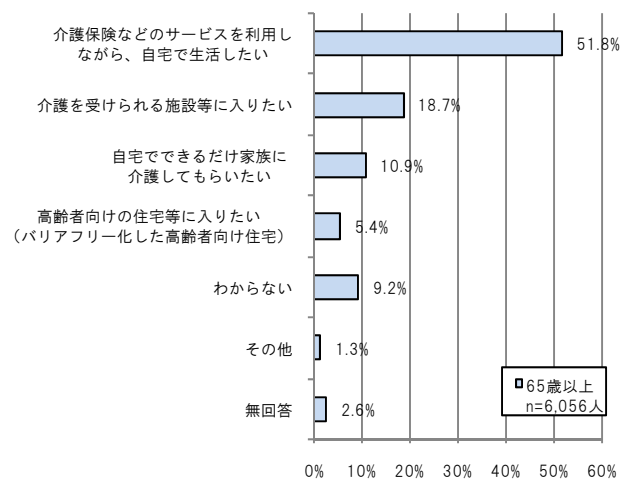
資料：千葉市インターネットモニターアンケート

【千葉市のこれからの住まいづくりについて（平成23年）】

⑧ 要介護状態になった場合に希望する介護

要介護状態になった場合に希望する介護としては、「介護保険などのサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が 51.8%、「介護を受けられる施設等に入りたい」が 18.7%、「自宅で出来るだけ家族に介護してもらいたい」が 10.9%等となっています。

図 3-8 要介護状態になった場合に希望する介護



資料：平成22年度実態調査



第3章

高齢者を取り巻く課題

第3章 高齢者を取り巻く課題

1 住みなれた地域での生活支援

高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくため、高齢者自身も含めた地域の関係者が協働して、生活支援をしていくことが求められています。

①市民協働等による安心居住のための生活支援

- ひとり暮らし高齢者が今後も増加していくことが予想される中、高齢者が一人でも安心して暮らしていけるよう、緊急通報装置や安心電話などの普及を図るとともに、あんしんケアセンター、民生委員、地域住民などが連携して高齢者の孤立を防ぎ、孤独死を防止するため見守り、災害時の安否確認等の取り組みを充実させていくことが求められています。

また、地域において広がりつつある支え合い体制づくりが有効に働くよう支援をする必要があります。

- 要支援・要介護状態にならないための介護予防や、在宅医療や在宅介護の推進、認知症高齢者の早期発見や早期治療など、今後、地域において医療・介護・福祉の連携強化はもとより、生活支援サービスを含んだ地域包括ケアネットワーク構築の要としての役割があんしんケアセンターに求められています。

- 今後、団塊世代を中心に知識・経験などを持つ高齢者や、社会貢献したいと考えている高齢者がますます増えてくることから、高齢者の社会貢献意欲や社会参加に対する関心を、地域活動やボランティア活動に結び付ける仕組みづくりが求められています。

- 災害から高齢者を守るためには、それぞれの要介護者等の状況に応じた的確な支援が必要です。また、災害時における安否確認や、避難支援の仕組みづくりが必要です。

- 特に老朽化した団地では、持続可能な地域居住の仕組みづくり、団地の再生の方向性を住民主体で検討を進められるような仕組みづくりが必要です。

2 高齢者が安心して暮らせる居住支援

高齢者の健康状態、経済面など様々な状況により、自立した生活が難しくなった場合に、安心して暮らしていくために必要となる居住支援が求められています。

①高齢者に対する介護、医療、生活支援サービス等の体制の充実

- 今後、75歳以上の高齢者の増加などによる重度化の進展に伴い、医療ニーズの高い高齢者や認知症高齢者が増えるとともに、ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯も増加するものと考えられるため、医療と介護の連携強化による定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入促進など、「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みが求められています。

②要介護状態等に関わらず、住みなれた地域で生活を継続できるような居住支援や適切な情報提供等

- 住宅の確保に配慮が必要な高齢者が、住みなれた地域で生活を継続していくためには、住まいに関する情報の提供や相談体制の確保が必要です。
- 民間賃貸住宅^{*}では、家賃の不払いなどの恐れから高齢者が入居を拒まれたり、継続

して住むことを拒否されたり、入居を敬遠されやすい状況にあります。こうした高齢者の安定した居住や住替えへの対応が必要です。

3 高齢者が安心して暮らせるための住環境整備

高齢者が安心して暮らしていくため、住宅ストックの有効活用や住環境のソフト・ハード両面からの整備が求められています。

①住宅ストックを有効に活用した住環境整備

- 住宅戸数が世帯数を上回っており、多数の空き家ストックがあります。高齢者が安心して暮らしていくには、空き家の状況を把握し、有効に活用していくことが必要です。また、良質な住宅のストックを確保すると共に、良質な中古住宅の流通を促進することが必要です。
- 高齢化の更なる進展に対して、高齢者に対応したバリアフリー住宅などの住みやすい住宅、また、生活環境においては、高齢者が安心して移動できる公共空間のバリアフリー化など高齢者にやさしいまちづくりの推進が必要です。
- 高齢者に適した住まいへの住替えを促進するため、高齢者が所有する市内の住宅ストックの情報提供等の支援が必要となります。

②老朽マンション・高度経済成長期に開発された戸建て住宅団地の再生

- 建設後30年以上経過するマンションが増加する中で、建物の老朽化と居住者の高齢化が同時に進んでおり、建物の再生や地域のコミュニティの活性化が必要です。
- 高度経済成長期に造成・分譲された戸建て団地においては、居住者の高齢化が進むと共に、空き家が増加しており、地域の安全の確保とコミュニティの活性化、交通・買い物等の日常生活の利便性の確保が必要です。

4 高齢世帯の増加に対応した住宅・施設の整備

高齢者の健康状態、経済面など様々な状況により、自立した生活が難しくなった場合、安心して暮らしていくために必要となる住宅・施設の整備が求められています。

①ひとり暮らし高齢世帯、高齢夫婦のみの世帯の増加に対応した安心して暮らせる住宅の整備

- 社会経済情勢の変化による、住宅の確保に配慮が必要な高齢者の実態を把握すると共に、これらの世帯に対する的確なセーフティネット構築が求められています。
- 高齢化の更なる進展に対して、バリアフリー化するなど、要介護状態など様々な状況に柔軟に対応した、住み続けられる住みやすい住宅が求められています。

②特別養護老人ホームなどの計画的な整備促進

- 高齢者の在宅による生活との連携に配慮しつつ、特別養護老人ホームなどの計画的な整備促進が求められます。
- 施設の整備地に偏在があることから、施設の少ない区における整備を推進するため、

国有地等の活用が必要です。

- 在宅の要支援・要介護者を支援するため、短期生活介護、通所介護などの在宅サービスが求められています。

③民間賃貸住宅※・公的賃貸住宅※ストック等の有効活用

- 社会の中で、自力で住宅の確保が困難な高齢者の居住の安定が求められています。そのために、民間賃貸住宅※の有効活用及び都市再生機構、千葉県といった公的賃貸住宅※事業主体間の連携や市営住宅、特定優良賃貸住宅の柔軟な制度運用などが必要です。
- 増加する高齢者に対応するため、公的賃貸住宅ストック等を有効に活用する必要があります。既存の市営住宅については、バリアフリー化等の改修が必要です。
- 住宅の確保に配慮が必要な高齢者の居住の安定を図る上で、住宅・施設の適正な管理が求められています。

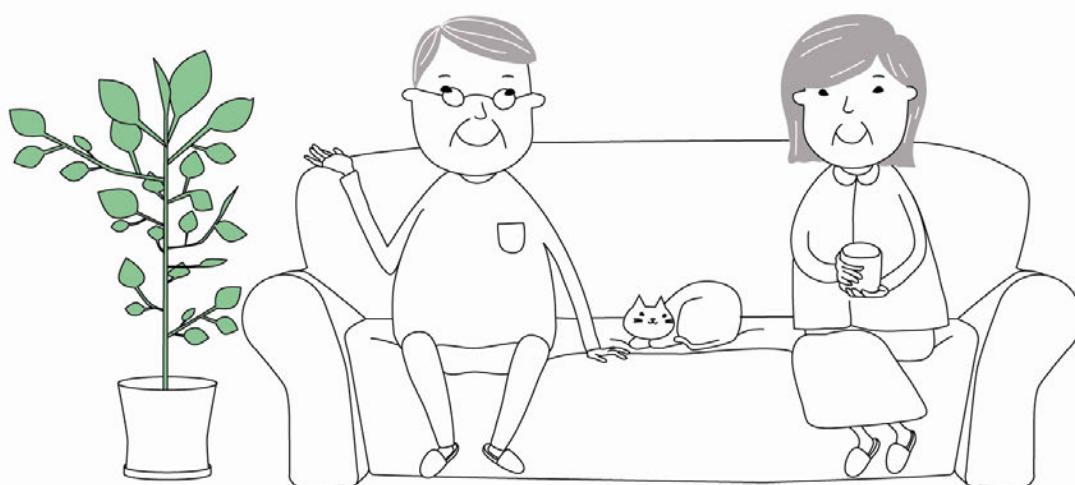
コラム 千葉太郎さんの老後の暮らし ～高齢期の暮らし方の一例～

千葉 太郎（ちば たろう）

現在65歳。現役時代はサラリーマンとして日々仕事に追われ、60歳の定年後も、再雇用により昨年まで現役時代と同様に仕事をこなしてきた。

今後の暮らしには、一抹の不安を抱えながらも、まだまだ引退するのは早く、これからは、地域のボランティア活動などで役に立って行きたいと考えている。

高度経済成長期に開発された郊外の大規模な団地の一角にある戸建てのマイホームで、妻の花子と二人暮らし。2人の子供は既に結婚し、長男の風太は近くのマンションでかわいい孫と一緒に暮らしている。



ある日の夫婦の会話より・・・



仕事は引退したけれど、まだまだ元気だし、家でゴロゴロしていてもつまらないな。ボランティア活動でもして、地域に貢献でもできればいいのだけれど。

ボランティア活動やNPO活動などを支援してくれる「ちば市民活動創造プラザ」というところで、各団体のイベント情報や参加募集案内などを紹介してくれるみたいよ。



今度行ってみようかな。これからといえば、今は元気だけれど、そのうち足腰も弱ってくるだろうし、どういう風に暮らしていけば良いのかな。ご近所さんとの仲が良いし、風太も近くにいるから、なるべく今の家に住んでいたいよね。

車イスの生活になったら、家は段差があるから困るわね。
車イスでなくても廊下に手すりは必要かしら。



住み続けるには、いずれ必要になるだろうね。住まいに関するいろいろな情報を教えてくれる「すまいアップコーナー」というところがあったはずだから、今度相談に行ってみよう。高齢者や障害者には改修の助成制度もあったはずだし、条件が合えば使えるかもしれないから調べてみよう。

介護保険で訪問介護のような居宅サービスも受けられるみたいだし、当分は安心して暮らせそうね。でも、家で暮らせないくらいになったら、やっぱり特別養護老人ホームに入るしかないのかしら。



最近、サービス付き高齢者向け住宅というのが出来たらしいよ。これから増えていくようだし、安否確認、生活相談サービスがあったり、バリアフリーなどに配慮しているみたいだから安心だと思うよ。

そこに入ると家が空き家になって、もったいないわね。今後の生活費も大丈夫かしら。



広い住宅が必要な子育て世帯に使ってもらえれば、役に立てて、少しは家賃も入ってくるし、活用しやすい仕組みがあれば助かるね。

他にも、高齢者が一緒に生活するグループホームのような使い方も出来るかも知れないわね。いずれにしても、不安にならずに安心して暮らしていけるのが一番ね。



特別養護老人ホームのような施設や居宅サービスなんかは、使わずに済めばそれに越したことはないけれど、どうしても必要になったときに、色々な制度や仕組みを上手に利用していけば、何時までも安心して暮らしていけるね。

おわり。



4

第4章

高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

1 取り組みの基本的な考え方

高齢者の暮らしは、心身ともに健康で、自宅において、可能な限り自立した生活を送ることが基本となります。しかし、健康状態、経済面など様々な状況により、自立した生活が難しくなった場合、居宅での介護など必要に応じた支援を受けられることは、高齢者が安心して暮らしていくために必要なことです。

そこで、高齢者の居住の安定確保を実現するために、次の7項目の基本的な考え方に基づいて具体的な施策を展開します。

なお、施策の展開にあたっては、限られた財源を適正に配分するよう努めます。

- (1) 市民協働等による安心居住のための生活支援
- (2) 安心居住のための情報提供・支援の充実
- (3) 高齢者にやさしい住環境（バリアフリー空間）の整備
- (4) 高齢者の安心居住のための支援サービスの充実
- (5) 高齢者の安心居住のための住宅の整備及び管理の適正化
- (6) 高齢者の安心居住のための施設サービス等の充実
- (7) 高齢者にやさしい団地の再生

2 基本施策と取り組み

(1) 市民協働等による安心居住のための生活支援

高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくために、地域住民が主体となった街づくりが必要となります。また、高齢者自らも地域貢献と社会参加につながる仕組み作りを構築します。

＜基本施策＞

①見守りネットワーク構築の推進等

- ライフライン事業者などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。
- 安心電話、緊急通報装置、配食サービスなどの利用を促進するとともに、地域でひとり暮らし高齢者等を支え合う仕組みを構築していきます。
- 高齢者に対する、防犯や交通事故に対する啓発を行います。

②災害発生時等における高齢者支援体制の整備

- 災害時における要援護者の支援については、それぞれの要援護者の状況に応じた的確な支援が重要であることから、防災関係部局や地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員等と連携し、災害時要援護者支援計画に基づく安否確認や避難支援の仕組みづくりを進めます。

③市民との協働によるまちづくりや地域の計画づくり等様々な活動の推進等

- 高齢者が地域の中で安心して住み続けられるよう、市民との協働により、まちづくりや地域の計画づくり等を支援していきます。

④就業機会の開拓の推進、就労支援の充実

- 意欲や能力を持った高齢者の就労を支援するため、その特性に合った就業機会の開拓を推進します。

⑤ボランティア活動等の場の確保、機会の創出等

- 市民やボランティア団体等に対し、情報提供や相談に応じるなどボランティア活動への支援を充実するほか、地域で支え合い活動をする団体等を支援します。
- 高齢者が特別養護老人ホーム等で行うボランティア活動に対して、ポイントを付与する、介護支援ボランティア制度を構築し、高齢者の地域貢献と社会参加を支援します。

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
①見守りネットワーク構築の推進等	安心電話事業			○	○
	食の自立支援（配食サービス）事業				○
	緊急通報システム整備事業				○
	日常生活用具給付等事業		○		○
	高齢者見守りネットワーク構築の推進	○	○	○	○
	地域見守り活動支援事業	○		○	○
	居宅介護支援事業者等の支援		○		○
	三世帯同居等支援事業				○
	地域のつどい・ふれあい入浴事業			○	○
	ボランティア活動の促進	○		○	○
	ちば市民活力創造プラザ※の活用	○		○	○
	地域福祉計画の推進	○		○	○
②災害発生時等における高齢者支援体制の整備	災害時要援護者支援計画の推進	○	○	○	○
	防災知識の普及啓発			○	○
	災害時要援護者情報の消防局での活用				○
	住宅防火訪問指導の実施				○
	ちばし安全・安心メールの利用促進				○
	交通事故の防止			○	○
	家具転倒防止対策事業		○		○
	防犯・防災活動の区独自支援			○	○
③市民との協働によるまちづくりや地域の計画づくり等様々な活動の推進等	自主防災組織の育成	○			○
	ボランティア活動の促進（再掲）	○		○	○
	社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援	○	○		○
	ちば市民活力創造プラザ※の活用	○		○	○
	地域見守り活動支援事業（再掲）	○		○	○
	地域福祉計画の推進（再掲）	○		○	○
	ボランティアデータベースの運用	○		○	○
	地域居住に関する計画策定支援				○
④就業機会の開拓の推進、就労支援の充実	居住支援を行うNPO・各種団体等の活動支援				○
	高齢化に対する区民主体のまちづくりへの区独自支援（まちづくり活動団体への区独自の助成）				○
⑤ボランティア活動等の場の確保、機会の創出等	コミュニティビジネスの支援		○		○
	ボランティア活動の促進（再掲）	○		○	○
	社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援（再掲）	○		○	○
	ちば市民活力創造プラザ※の活用（再掲）	○		○	○
	地域見守り活動支援事業（再掲）	○		○	○
	地域福祉計画の推進（再掲）	○		○	○
⑥ボランティア活動等の場の確保、機会の創出等	ボランティアデータベースの運用（再掲）	○		○	○

【実施主体】

- ・市民・・・市民
- ・民間事業者等・・・住宅供給事業者、宅地建物取引業者、建設業者、社会福祉法人等
- ・各種団体等・・・町内自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体等（NPOを含む）
- ・行政等・・・県、市、県・市住宅供給公社、UR都市機構、住宅金融支援機構等

(2) 安心居住のための情報提供・支援の充実

高齢者が安心して生活していくためには、必要に応じて適切な住まいを選択し、所有する空き家ストックがある場合には、貸す側、借りる側ともに適切な判断ができるようにすることが重要です。

また、地域包括ケアの推進により、高齢者の安心居住を図ります。

<基本施策>

①ニーズに応じた住まいを安心して確保できる相談体制の充実

- 住宅の購入や建設、改修、賃借等を行う高齢者が安心して適切に判断できるような住情報の提供、相談体制の充実を目指します。

②空き家ストックの活用促進

- 現在ある多量の空き家ストックは、高齢者の居住支援施設等としての活用が考えられることから、ストック状況の把握を進め、市民と協働して活用できる仕組みづくりを進めます。

③民間賃貸住宅[※]への入居支援

- 低額所得者や単身世帯の増加等、社会経済情勢の変化に適切に対応するために、的確な住宅セーフティネット構築に向けた体制づくりを進めるとともに、民間賃貸住宅[※]への入居支援を行います。

④地域包括ケアの推進

- 地域包括ケアネットワークの構築を進めるため、あんしんケアセンターが地域包括ケア会議などを通じ、介護や医療などの関係機関のほか、民生委員やボランティアなどの関係者に働きかけ、ネットワークを構築します。
- 高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアの仕組みが十分に機能できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスなどへの事業者の参入を促し、地域包括ケア体制の整備を推進します。

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
①ニーズに応じた住まいを安心して確保できる相談体制の充実	賃貸住宅の原状回復、標準契約書等の情報提供				○
	住宅関連業界や消費者相談等と連携したワンストップ相談体制の整備の検討		○	○	○
	地域の防犯に配慮した住宅に関する情報提供（すまいアップコーナー※）				○
	地域内の住替え相談体制の構築（すまいアップコーナー※）				○
	リフォネットの普及によるリフォームの適切な促進		○		○
	リフォーム等に関する相談・情報提供サービスの充実		○		○
	高齢者終身建物賃貸借制度による高齢者居住の安定促進		○		○
②空き家ストックの活用促進	空き家を子育て世帯等の住宅として活用する仕組み作り		○	○	○
	空き家を住宅以外の用途として活用する仕組み作り		○	○	○
③民間賃貸住宅※への入居支援	庁内・各団体との協働体制・情報交流		○		○
	民間賃貸住宅※入居支援制度及び民間賃貸住宅入居支援補助制度等を活用した入居支援		○		○
	住宅関連情報コーナー（すまいアップコーナー※）等を通じた高齢者の居住に関する様々な住宅情報の提供		○		○
④地域包括ケアの推進	あんしんケアセンターの運営		○		○
	地域の保健・医療・福祉関係連携の強化			○	○
	在宅医療の充実			○	○

（３）高齢者にやさしい住環境（バリアフリー空間）の整備

超高齢社会を迎え、高齢者が安心して住み続けられるように、住宅の内外を問わず安全で安心して移動できる住環境の形成を目指します。

＜基本施策＞

①公共空間のバリアフリー化

- 公共空間のバリアフリー化等を推進し、安全で安心な移動空間を確保していきます。

②住宅のバリアフリー化の促進

- 介護サービスを提供しやすい住宅等、バリアフリー化された高齢者等に配慮した住宅の供給を促進していきます。

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
①公共空間のバリアフリー化	バリアフリー化等による快適で安全な歩行空間の形成				○
②住宅のバリアフリー化の促進	住宅改修		○		○
	高齢者住宅改修費支援		○		○
	住宅性能を向上させるリフォームに対する支援				○

(4) 高齢者の安心居住のための支援サービスの充実

要介護度が比較的軽い人に対して、要介護状態の改善・重度化防止を図りつつ、地域において自立した日常生活を送ることを支援するため、予防給付※サービスを適切に提供していくとともに、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化や地域密着型サービス※の計画的な整備を図ります。

また、高齢者の居住する住宅は様々であり、所有関係、一戸建・共同住宅等の建て方等の違いに応じたサービスやサービスを提供する施設の充実を図ります。

<基本施策>

①居宅サービスの充実

- 指定居宅サービス事業者等連絡会議などにおいて適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促しサービス提供体制の充実を図ります。
- 的確な住宅セーフティネット構築するために、関連する分野、団体との連携を図ります。

②認知症グループホーム等の地域密着型サービス※の充実

- 高齢者が住みなれた地域で引き続き生活できるよう、認知症対応型共同生活介護※や小規模多機能型居宅介護※などの計画的な整備を進めるとともに、医療ニーズの高い高齢者の増加に対応するため、新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの導入を促進します。

③公的賃貸住宅※等への福祉施設併設

- 公的賃貸住宅等へ福祉施設を併設するなど、高齢者のための施設整備を進め、安心して暮らせる環境を整えていきます。市営住宅についても、団地の建替えに合わせ福祉施設を併設し、高齢者の居住支援サービスの充実を推進していきます。
- 小学校などの公共施設の跡地を有効利用して、高齢者のための福祉施設整備を進め、安心して暮らせる環境を整えていきます。

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
① 居宅サービスの充実	訪問介護		○		○
	訪問入浴介護		○		○
	訪問看護		○		○
	訪問リハビリテーション		○		○
	居宅療養管理指導		○		○
	通所介護		○		○
	通所リハビリテーション		○		○
	短期入所生活介護		○		○
	短期入所療養介護		○		○
	特定施設入居者生活介護		○		○
	福祉用具貸与		○		○
	特定福祉用具販売		○		○
	住宅改修（再掲）		○		○
	居宅介護支援		○		○
	庁内・各団体との協働体制・情報交流（再掲）		○	○	○
	千葉県・UR都市機構等の公的賃貸住宅 [※] 事業者との連携による協力体制の構築				○
② 認知症グループホーム等の地域密着型サービスの充実	認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護 [※] ）等の地域密着型サービスの充実		○		○
	夜間対応型訪問介護 [※]		○		○
	認知症対応型通所介護 [※]		○		○
	小規模多機能型居宅介護 [※]		○		○
	複合型サービス		○		○
	地域密着型特定施設入居者生活介護 [※]		○		○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 [※]		○		○
③ 公的賃貸住宅 [※] 等への福祉施設併設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○		○
	関係団体、地域住民との連携による地域拠点や高齢福祉施設等の設置促進	○	○	○	○
	市営住宅の建替事業に伴う福祉施設の併設		○		○
	団地内集会所等の活用	○		○	○
	小学校などの公共施設の跡地利用による高齢福祉施設等の設置促進（*）		○		○

（*）新規施策

(5) 高齢者の安心居住のための住宅の整備及び管理の適正化

高齢者が安心して生活できるようにするため、高齢者の健康状態、経済面など様々な状況に対応する住宅の供給促進、整備を図るとともに、住宅の管理の適正化を目指していきます。

<基本施策>

①サービス付き高齢者向け住宅※等、高齢者に配慮した住宅の供給促進

- 介護サービスを提供できる住宅等、高齢者等に配慮した住宅の供給を促進していきます。

②入居者の高齢化に対応した市営住宅の整備推進等

- 住宅セーフティネットの一つである市営住宅は、市営住宅長寿命化・再整備計画に基づき、入居者の高齢化等に対応した整備を推進します。

③シェアハウス※等、多様な供給形態、居住形態に対応した多様な住宅の供給促進

- 高齢者の安心居住を支援するため、高齢者向けのシェアハウス等、多様な供給形態、居住形態に対応した住宅の供給を促進します。また良質な空き家ストックの活用を促進していきます。

④高齢者向け賃貸住宅管理の適正化

- 介護サービス付きの住宅においては、これらのサービスや賃貸の管理が適正に行われるよう指導していきます。

<基本施策に係る具体的な施策・サービス>

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
① サービス付き高齢者向け住宅 [※] 等、高齢者に配慮した住宅の供給促進	生活相談と安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅 [※] について国の補助制度等を活用した供給促進		○		○
	高齢者等世帯向け支援制度の検討（地域優良賃貸住宅制度等の活用）				○
② 入居者の高齢化に対応した市営住宅の整備推進等	入居者の高齢化等に対応したバリアフリー化等の市営住宅の改善				○
	建替えによるバリアフリー化された市営住宅の整備				○
③ シェアハウス [※] 等、多様な供給形態、居住形態に対応した多様な住宅の供給促進	民間事業者等の創意工夫による良質な住宅の普及（コーポラティブハウス [※] 、コレクティブハウス [※] やスケルトン・インフィル住宅 [※] ）		○		○
	シェアハウス [※] 等の住宅供給促進		○		○
	空き家を子育て世帯等の住宅として活用する仕組み作り（再掲）		○	○	○
	空き家を住宅以外の用途として活用する仕組み作り（再掲）		○	○	○
④ 高齢者向け賃貸住宅管理の適正化	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定及びこれに基づく市独自の取り扱い等による良質なサービス付き高齢者向け住宅 [※] の登録（*）				○
	住宅部局と福祉部局の実効的な連携によるサービス付き高齢者向け住宅の指導・監督体制の構築及び登録後の立入検査等の実施（*）				○

（*）新規施策

(6) 高齢者の安心居住のための施設サービス等の充実

高齢者の安心居住のための施設サービスとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※、介護老人保健施設※及び介護付き有料老人ホームについて、利用希望の状況及び地域的な配置バランスに留意しながら、計画的に整備を図ります。

<基本施策>

①特別養護老人ホームや介護老人保健施設※の計画的な整備促進

②介護付有料老人ホーム等の整備促進

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※、介護老人保健施設※や介護付き有料老人ホーム等の入所希望等の状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、計画的に整備を促進します。

③有料老人ホーム※等の管理、サービスに対する指導

- 有料老人ホーム等の居住系施設において、適正な管理、サービスが行われるよう指導していきます。

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
①特別養護老人ホームや介護老人保健施設※の計画的な整備促進	特別養護老人ホームや介護老人保健施設※の計画的な整備促進		○		○
	特別養護老人ホームについては、国、千葉県やUR都市機構などが有する土地や小学校などの跡地利用の活用による整備促進		○		○
	介護老人保健施設※については、利用希望者や整備状況等を踏まえ、地域バランスにも考慮した整備の促進		○		○
②介護付有料老人ホーム等の整備促進	介護付有料老人ホーム等の必要なサービスの提供		○		○
③有料老人ホーム※等の管理、サービスに対する指導	有料老人ホーム※等については、定期的な実地指導などによる指導監査を通じて、適正なサービスの確保		○		○

(7) 高齢者にやさしい団地の再生

市内に数多く立地する高度経済成長期に郊外に開発された集合住宅団地や戸建群においては、高齢者にやさしく、また、様々な世代が共存、交流できる団地としての再生を目指します。

<基本施策>

- ①住宅のバリアフリー化の促進（再掲）
- ②見守りネットワーク構築の推進等（再掲）
- ③市民との協働活動の推進
- ④地域の拠点づくり

- 高齢者にやさしい団地として再生するため、介護サービスを提供できる住宅等、バリアフリー化された高齢者等に配慮した住宅の供給を促進するとともに、市民との協働活動を推進し、また、老朽化に対応した改修や建替えなどに合わせた地域の拠点づくりを目指します。
- 高齢者が地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、民生委員や地域住民、ライフライン事業者などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。（再掲）

＜基本施策に係る具体的な施策・サービス＞

基本施策	具体的な施策・サービス	実施主体			
		市民	民間事業者等	各種団体等	行政等
①住宅のバリアフリー化の促進（再掲）	住宅改修		○		○
	高齢者住宅改修費支援		○		○
	住宅性能を向上させるリフォームに対する支援				○
②見守りネットワーク構築の推進等（再掲）	安心電話事業			○	○
	食の自立支援（配食サービス）事業				○
	緊急通報システム整備事業				○
	日常生活用具給付等事業		○		○
	高齢者見守りネットワーク構築の推進	○	○	○	○
	地域見守り活動支援	○		○	○
	居宅介護支援事業者等の支援		○		○
	三世帯同居等支援事業				○
	地域のつどい・ふれあい入浴事業			○	○
	ボランティア活動の促進	○		○	○
	ちば市民活力創造プラザ※の活用	○		○	○
	地域福祉計画の推進	○		○	○
③市民との協働活動の推進	居住支援を行うNPO・各種団体等の活動支援（再掲）				○
	地域居住に関する計画策定支援（再掲）				○
	コミュニティビジネスの支援（再掲）		○		○
④地域の拠点づくり	関係団体、地域住民との連携による地域拠点や高齢福祉施設等の設置促進（再掲）	○	○	○	○
	マンションや団地の再生の際の子育て支援施設、高齢者支援施設等の併設の検討	○	○	○	○

3 評価指標及び目標量

(1) 市民協働による安心居住のための生活支援

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	ちば市民活力創造プラザ※ 登録団体数 (※1)	543 団体 【平成 23 年度】	783 団体 【平成 29 年度】

(2) 安心居住のための情報提供・支援の充実

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	民間賃借住宅入居支援制度登録住宅数 (※2)	72 件 【平成 23 年度】	375 件 【平成 32 年度】
2	あんしんケアセンターにおける相談件数 (※1)	20,943 件 【平成 23 年度】	39,000 件 【平成 29 年度】

(3) 高齢者にやさしい住環境（バリアフリー空間）の整備

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率：2 か所以上の手すり又は屋内の段差解消） (※3)	38.9% 【平成 20 年】	75% 【平成 32 年】

(4) 高齢者の安心居住のための支援サービスの充実

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	夜間対応型訪問介護※ (※4)	1 か所 【平成 23 年度】	2 か所 【平成 26 年度】
2	認知症対応型通所介護※ (※4)	9 か所 【平成 23 年度見込み】	11 か所 【平成 26 年度】
3	小規模多機能型居宅介護※(複合型サービスを含む) (※4)	9 か所 【平成 23 年度】	24 か所（うち複合型サービス 6 か所） 【平成 26 年度】
4	認知症対応型共同生活介護※ (※4)	1,592 人分 【平成 23 年度】	1,732 人分 【平成 26 年度】
5	地域密着型特定施設入居者生活介護※ (※4)	0 人分 【平成 23 年度】	116 人分 【平成 26 年度】
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※ (※4)	29 人分 【平成 23 年度】	174 人分 【平成 26 年度】
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (※4)	新設サービス	6 か所 【平成 26 年度】
8	福祉施設等併設する 公的賃貸住宅※団地の割合 (※5)	4% (3 団地) 【平成 23 年度】	12% 【平成 32 年度】

(5) 高齢者の安心居住のための住宅の整備及び管理の適正化

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	高齢者向け住宅等の割合（※6）	2.8% (6,230 戸) 【平成 24 年】	3～5% 【平成 32 年】

(6) 高齢者の安心居住のための施設サービス等の充実

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)※（※4）	2,592 人分 【平成 23 年度】	3,052 人分 【平成 26 年度】
2	介護老人保健施設※（※4）	1,952 人分 【平成 23 年度】	2,252 人分 【平成 26 年度】

(7) 高齢者にやさしい団地の再生

	評価指標及び目標	現状値	目標値又は目標量
1	高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率：2 か所以上の手すり又は屋内の段差解消）[再掲]（※3）	38.9% 【平成 20 年】	75% 【平成 32 年】
2	ちば市民活力創造プラザ※登録団体数[再掲]（※1）	543 団体 【平成 23 年度】	783 団体 【平成 29 年度】

※1 政策評価制度の成果指標

※2 千葉市住生活基本計画における成果指標

※3 住生活基本計画（全国計画）における成果指標

※4 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の成果指標

※5 100 戸以上の公的賃貸住宅団地

※6 高齢者向け住宅等の割合とは、65 歳以上の人口に対する高齢者向け住宅等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅）の割合

5

第5章

計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 住宅施策と福祉施策の連携体制の強化

本計画に掲げる施策を着実に実施していくためには、住宅施策と福祉施策が連携して取り組む体制を強化する必要があります。そこで、庁内における推進体制として、関係各課で構成する計画推進会議を設置し、計画の進捗状況を把握するとともに、各施策を着実に推進するため連携・調整を行います。

(2) 千葉市住宅政策審議会

住宅政策審議会では、本計画の策定にあたり「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」について審議し、第二次答申を行いました。本計画の推進にあたっても、進捗状況の確認・評価を行うとともに、各施策への助言を行います。

2 計画の推進に関係する会議等

(1) 居住支援を行う協議会

本計画の各施策を効果的に推進するためには、行政だけではなく、高齢者の居住の安定確保に関わる関係団体との連携・協働が必要となります。そこで、行政、社会福祉協議会、見守りに関わるNPO団体、市民団体等からなる協議会を設置し、高齢者の居住体制の確保を目指していきます。

(2) 関係機関・団体との連携・協働

様々な健康状態、経済状況等に対応し、高齢者等に配慮した住宅を確保していくためには、住宅の供給・あっせん等を行う関係機関・団体との連携が必要となります。千葉県、都市再生機構、千葉県宅地建物取引業協会等が供給・あっせん等する住宅の特長を生かし、適切な役割分担が図れるよう連携・協働していきます。

参考資料

1 千葉市高齢者居住安定確保計画策定体制・経緯

(1) 千葉市住宅政策審議会及び千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門分科会審議経過

開催年月日	会議名	主な検討項目等
平成23年 5月 9日	住宅政策審議会	・ 第三次諮問 「安全で安心して住み続けられる住まいづくりの推進について」
平成24年 4月12日	住宅政策審議会	・ 第1次答申 「千葉市住生活基本計画の見直しの方 向性について」
平成24年 7月18日	社会福祉審議会 高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	・ 計画の策定について報告
平成24年 9月 5日 10月15日 11月14日	第26回 住宅政策審議会 第27回 住宅政策審議会 第28回住宅政策審議会	・ 高齢者の居住の安定の確保に関する基本 方針について ・ 高齢者の居住の安定の確保に関する基本 方針について ・ 第2次答申（案）について
平成24年11月21日 ～12月 7日	社会福祉審議会 高齢者福祉・ 介護保険専門分科会	・ 計画素案策定に伴う意見照会
平成24年12月12日	住宅政策審議会	・ 第2次答申 「高齢者の居住の安定の確保に関する 基本方針について」

(2) 千葉市住宅政策審議会委員（平成24年11月14日現在、敬称略）

区 分	氏 名	役職等
学識経験者 (9名)	北原 理雄	千葉大学大学院 工学研究科 教授 (副会長)
	小林 秀樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授
	齋藤 裕美	千葉大学法経学部 准教授
	中城 康彦	明海大学不動産学部 教授
	橋本 都子	千葉工業大学工学部デザイン科学科 教授
	服部 岑生	千葉大学 名誉教授 (会長)
	広田 直行	日本大学生産工学部建築工学科 教授
	松園 祐子	淑徳大学総合福祉学部人間社会学科 教授
	丸山 英氣	千葉大学 名誉教授
各種団体 (6名)	家永 けい子	社団法人 千葉県建築士会千葉支部 幹事
	石川 公之	社団法人 千葉県宅地建物取引業協会千葉支部 副支部長
	富山 茂	社団法人 住宅生産団体連合会会員 (大和ハウス工業株式会社千葉支店 分譲住宅営業所長)
	鳥越 將功	千葉市町内自治会連絡協議会 副会長
	西山 孝夫	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	安田 純代	千葉商工会議所 女性会 会長
関係行政機関 (3名)	麻生 孝	千葉県県土整備部都市整備局住宅課 副課長兼住宅政策室長
	千葉 滋巳	独立行政法人 住宅金融支援機構 千葉センター長
	前田 正人	独立行政法人 都市再生機構千葉地域支社 住宅経営部担当部長
公募市民 (2名)	安藝 孝彦	
	小菅 教良	

(3) 市内協議会・幹事会

【千葉市住生活安定向上推進協議会】

会長 都市局長

委 員
総務局長
総合政策局長
財政局長
市民局長
保健福祉局長
こども未来局長
環境局長
経済農政局長
建設局長

【千葉市住生活安定向上推進協議会（幹事会）】

幹事長 建築部長

局 名	部 名	職 名
総務局	—	危機管理課長、防災対策課長
	総 務 部	総務課長
総合政策局	総 合 政 策 部	政策企画課長、政策調整課長
財政局	財 政 部	財政課長
	税 務 部	税制課長
市民局	市民自治推進部	市民総務課長、市民自治推進課長
保健福祉局	—	保健福祉総務課長
	高 齢 障 害 部	高齢福祉課長、高齢施設課長
こども未来局	こ ども 未 来 部	こども企画課長、健全育成課長、保育支援課長
環境局	環 境 保 全 部	環境保全課長
	資 源 循 環 部	廃棄物対策課長
経済農政局	経 済 部	経済企画課長
	農 政 部	農政課長
都市局	—	都市総務課長
	都 市 部	都市計画課長、まちづくり推進課長、宅地課長、市街地整備課長
	公 園 緑 地 部	緑政課長
	建 築 部	住宅政策課長、住宅整備課長、建築指導課長
建設局	—	建設総務課長
	土 木 部	維持管理課長
	道 路 部	道路計画課長
	下 水 道 管 理 部	下水道経営課長
	下 水 道 建 設 部	下水道計画課長
教育委員会	教 育 総 務 部	総務課長
消防局	総 務 部	総務課長

2 用語解説

(施設・住宅関係)

▼介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設です。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。なお、療養病床としては、介護保険に基づく介護療養病床（＝介護療養型医療施設）と医療保険に基づく医療療養病床がありますが、このうち、介護療養病床については、制度の廃止期限が平成 29 年度末まで延長されたことから、介護老人保健施設や医療療養病床等への転換を円滑に進める必要があります。

▼介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。

▼介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設です。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

▼軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な方を入所させ、生活上必要な便宜を低額な料金で提供する施設です。軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」、高齢者が自炊のできない程度の身体機能（車椅子利用の生活）になっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」があります。

▼公営住宅

地方公共団体が公営住宅法の規定による国の補助を受けて建設した賃貸住宅です。

▼公的賃貸住宅

公営住宅法による公営住宅や都市再生機構、地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のことをいいます。

▼コーポラティブハウス

組合方式で「共同して建てる家」の意味。知り合い同士のなどで集まって土地を探す方法と、事業企画者となる専門家が土地を準備し、参加者を募集する方法があります。

▼コレクティブハウス

高齢者、障害者、母子家庭、シングル等の血縁関係のない人々が集まって暮らす住宅で、複数の世帯の独立した住まいのほかに、食事や保育等のスペースを共有して、生活の一部を共同化しています。

▼サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録を受けた住宅で、バリアフリー構造等を有し、生活相談サービス、安否確認サービス等が提供される住宅です。

▼シェアハウス

一つの家を複数の人と共有して暮らすこと。キッチンやリビング、浴室等を共有し、部屋は一人ずつ個室を利用する居住形態です。

▼シルバーハウジング

シルバーハウジングとは、高齢者が地域の中で自立し安全かつ快適な生活を続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療、福祉サービスが一体的に整備された国土交通省が推進している公営賃貸住宅です。バリアフリー、緊急通報システム等の高齢者に配慮された住宅設備と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されているのが特徴です。

▼スケルトン・インフィル住宅

「スケルトン」とは、壁・柱・床等の主要構造部に該当する構造躯体をいい、対になる概念である「インフィル」とは、構造上重要でない間仕切壁を含む内装・設備等を指します。

長期の使用に耐え得る集合住宅の整備に向けては、高耐久性のスケルトンとインフィルを明確に分離させて、可変性・多様性を確保することが有効とされており、本計画ではそのような住宅を「スケルトン・インフィル住宅」と総称していいます。

▼認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

認知症の方が共同生活する高齢者グループホームにおいて、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行います。

▼民間賃貸住宅

民間業者や地主などが自ら賃貸を行っている住宅のことです。

▼有料老人ホーム

高齢者が入居し、介護や食事の提供などの日常生活上必要なサービスを受けて生活する施設です。有料老人ホームの類型には、①介護型有料老人ホーム、②健常型有料老人ホーム、③住宅型有料老人ホームがあります。なお、介護サービスを提供している場合、それが一定の要件に該当すれば、「特定施設入所者生活介護」として、保険給付の対象になります。

(事業関係)

▼小規模多機能型居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じてヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける多機能なサービスです。

▼すまいアップコーナー

本市で開設している、住まいに関する総合的な情報提供コーナーです。住宅の建設・購入・増改築を考えている方や、賃貸住宅を探している方を対象に、知りたい情報の提供や、各種相談窓口の紹介などを行っています。(中央コミュニティセンター1階 住宅供給公社内)

▼地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、及び複合型サービスをいいます。

地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいいます。

▼地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員 29 人以下の施設において、日常生活上の支援や介護などを行ないます。

▼地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話や健康管理などを行います。

▼ちば市民活力創造プラザ

市民の皆さんのボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動を支援する施設です。ご利用できる方は、千葉市で市民公益活動を行っている団体や個人または活動に興味がある方です。市民公益活動に必要な情報を提供しているほか、各団体のイベント情報や参加募集案内などを紹介しています。また、登録団体は、会議室や印刷機などもご利用いただけます。(千葉中央ツインビル2号館9階)

▼(介護専用型特定施設における)特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者及びその配偶者等に限られる有料老人ホームやケアハウス等(介護専用型特定施設)において、その施設が提供する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話をいいます。

▼認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。

▼夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーなどが夜間、定期的に巡回したり、通報を受けて自宅を訪問し、入浴、食事などの介護を行います。

▼予防給付

被保険者が要支援状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものがあります。介護給付と比べると、施設サービスが給付対象とならない点で異なります。

1. 介護予防居宅サービスの利用(介護予防サービス費・特例介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費・特例地域密着型介護予防サービス費)
2. 特定介護予防福祉用具の購入費(介護予防福祉用具購入費)
3. 介護予防住宅改修費(介護予防住宅改修費)

4. 介護予防支援の利用（介護予防サービス計画費・特例介護予防サービス計画費）
5. 自己負担が高額な場合（高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費）
6. 低所得者の施設利用の際に、居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護予防サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費）

千葉市高齢者居住安定確保計画



発 行 平成25年3月

編集・発行 千葉市都市局建築部住宅政策課

電 話 043-245-5849

F A X 043-245-5795

E-mail jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

電 話 043-245-5169

F A X 043-245-5548

E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

